

3. 下校について【②－7 関係】

区分	現行	モデル校
学校	集団下校又は方面下校	変更なし
児童クラブ	保護者の迎え（中学生以上の兄・姉による代理可）	現行の児童クラブと同じ ただし、放課後子ども教室のみ利用する児童は、現行の放課後子ども教室と同じ
放課後子ども教室	低学年は保護者の迎え、高学年は児童のみの下校を実施（一部）	

[参考]

自治体名	内容
東京都荒川区	児童安全見守り確認業務員が同行のもと、方面下校（16：30～18：00の間で30分間隔）
名古屋市	原則保護者の迎えだが、2年生以上については、安全テストに合格した児童は迎えなしでも可
日進市	保護者の迎え（高校生以上の兄・姉による代理可）
北名古屋市	保護者の迎え

4. ボランティアの確保について【③－5 関係】

- ・ 合同の体験活動を定期的には実施するには、ボランティア・講師の確保が必須である。

モデル事業の検討の際に、社会福祉協議会ボランティアセンター、市の出前講座等のうち、モデル地区の活動に適合するボランティア等に依頼を行う。なお、学校運営協議会とも協議を行う。

5. 活動時間について【④－3 関係】

- ・ 合同の体験活動は16：30までとする。
このことにより、学校建物内で活動する場合でも、教職員の勤務時間内となる。

学校長期休業（春休み、夏休み、冬休み）については、令和3年度から即座に実施するのではなく、モデル事業実施の過程において検討を行う。

- ・ 現在の放課後子ども教室は、学校長期休業は実施していない。また、すべての学校の活動場所にエアコンがあるわけではない。

6. 申込方法について

放課後子ども総合プラン利用確認票の提出により、合同の体験活動への参加希望の有無を把握する。

- ・ 各学期に1度提出